

2018年度業務概況書（案）

区 分	審議	対象範囲
-----	----	------

エグゼクティブサマリー

- 2018（平成30）年度業務概況書（案）について、経営委員会で御議論いただくもの。各委員からの御指摘等を踏まえた修正版を次回の経営委員会にお示しし、議決いただく予定。
- 修正・印刷作業の関係上、概況書（案）の内容に関する御意見については、大幅な修正（内容の追記等）を伴う場合には6月13日（木）までに、軽微な修正（いわゆる「てにをは」レベル）は6月20日（木）までにいただきたい。

（参考）今後のスケジュール：6月28日 概況書（議決）→7月5日 概況書公表

バックグラウンド

- GPIF法第26条第1項において、「財務諸表の提出後遅滞なく、業務概況書を作成し、これを公表しなければならない」旨を規定。
- また、今年度の年度計画において、2018年度業務概況書の公表日を「7月5日」と規定。

戦略プラン

- 本日の議論及び委員からの御意見を踏まえ、次回の経営委員会で議決いただく予定。（公表は7月5日）

フィードバック期間及び検証方法

- なし

便益及びリスク

- なし

KPI

- なし

その他

- なし

2018年度業務概況書の作成方針

- ✓ 昨年度の構成を基本的に踏襲する。
その上で、時点修正が必要な部分を追加・削除する。

（追加例）

- ・ ESG活動報告の発刊
- ・ グローバル環境株式指数の選定
- ・ Climate Action 100+ への参加
- ・ TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同表明
- ・ グリーンボンド等に関する世界銀行との取組

（削除例）

- ・ 運用委員会（委員構成、開催状況等）

- ✓ なお、会計検査院から、多額の短期資産を保有する状況となっている点や、運用リスクに関する情報等について、国民に対して丁寧に説明すべき旨の指摘がされている。

会計検査院からの指摘事項（2019年4月）

年金特別会計及び年金積立金管理運用独立行政法人で管理運用する年金積立金の状況等について

＜検査の状況の概要及び所見＞

1 アクティブ運用における実績連動報酬制について

従来の実績連動報酬制においては、超過収益を獲得できていないのにパッシブ運用を上回る報酬が支払われているファンドが見受けられたが、GPIFは、30年度から、報酬率の上限を撤廃し、超過収益を獲得できない場合はパッシブ運用並みの報酬となるようにした新しい実績連動報酬制を適用することとしている。

所見：新しい実績連動報酬制の効果について、一定期間後に検証を行うなどして、超過収益獲得のための動機付けがより働くものとなるよう引き続き努めること

2 短期資産ファンド及びキャッシュアウト等対応ファンドの運用状況について

解散等した厚生年金基金から最低責任準備金が年金特別会計に納付されるなどしたことにより、短期的に同特別会計の収支が改善したことから、GPIFから同特別会計へのキャッシュアウトが必要なくなり、①キャッシュアウト等対応ファンドの国内債券の満期償還金について、GPIFがマイナス金利政策下では国内債券への再投資が困難であるなどと判断したため、短期資産ファンドとして保有され、これにより同残高が増加しており、②キャッシュアウト等対応ファンドについては、キャッシュアウトが必要な時期が見込みと異なる状況となっている。

所見：短期資産ファンドについては、多額の短期資産を保有する状況となっていることについて国民に丁寧に説明すること。また、キャッシュアウト等対応ファンドについては、31年の次期財政検証の検討状況を踏まえながら適時に、ファンドの規模、償還期間別の国内債券の構成等を見直すことを検討すること

3 運用リスク情報について

GPIFが27年度の業務概況書にリスク情報として記載したVaR（保有期間1年、観測期間13年1月以降、信頼水準95%）の値は、24年度以降増加傾向となっていた。この理由について、GPIFは、主に価格変動の度合いの高い株式保有の割合が増加したことによるとしている。

一方、29年度の業務概況書に記載したVaRは、29年度中を通じて減少傾向となっているものの、同数値は、保有期間1年、観測期間2年、信頼水準84%という前提で算出されている。

所見：基本ポートフォリオの変更により株式の占める割合が増加し、リスク（標準偏差）が大きくなるなどしており、収益が減少するリスクについて国民に対して丁寧に説明を行っていく必要があることから、29年度の業務概況書に記載されている保有期間1年のVaRに加えて、ストレステストの結果等中長期のリスクについて継続して記載すること